

～日本フレキソ技術協会入会のご案内～

I. 日本フレキソ技術協会とは…

フレキソ印刷に携わる①印刷、製版会社、②機械、材料メーカーおよび商社、③関連業者、④その他で構成され、現在 127 社（2018 年 3 月末現在）の会員で運営されております。

会の運営・事業の推進は通常総会において会員総意のもと方針を決め、幹事会で具体的な内容について協議、実行しております。また、技術動向、市場動向の把握、意見交換を行うため、専門委員会として 8 委員会を設け、それぞれ活動を行っております。会員の方々は、当協会をユーザーとサプライヤーの交流の場として、技術の向上とフレキソ印刷の普及のための活動を行っております。なお、現在フレキソに携わっていなくても、関心をもち、技術の交流を行う意向をお持ちの方でも入会できます。

II. 主な活動

総会ならびに「会員の集い」（12 月）を開催し、講演会や会員相互の懇親の場を設け、交流を深めております。また、時代の流れに即した最新情報を提供する技術研究会（年 3 回）、会員への情報伝達の一環として会報の発行（年 4 回）を行っております。

さらに、日本国内唯一のフレキソ関連イベント「フレキソ・ジャパン」を隔年で開催し、業界発展に寄与しております。

III. 入会のご案内

各会員は、当協会主催の技術研究会、交流活動などイベントの通知と会報の配布がなされ、フレキソ関連分野の幅広い人達との情報交換や交流の機会を持つことができます。入会申込は協会ホームページからも可能です。

ホームページ <http://www.ftaj.org/>

※現在、ホームページからの入会は一時停止中

IV. 会費

サプライヤー正会員は年額 5 万円、コンバーター会員は年額 3 万 6 千円。年度始めに 1 年分を納入して頂きます。入会金は不要です。

なお、年度途中で 4 月以降の入会については、年会費は半額となります。

V. 組織

- 【会 長】 (株)タカラ
- 【副 会 長】 (株)ヨシモト印刷社
サカタインクス(株)
- 【幹 事】 エスコグラフィックス(株)
FFGS グラフィックサプライ(株)
(株)クロスリンク・パシフィック
コダック(同)
ザ・パック(株)
スーパーバッグ(株)
(株)SCREEN グラフィックソリューションズ
(株)精好堂
大日精化工業(株)
(株)太陽機械製作所
D I C(株)
東洋インキ(株)
東洋紡(株)
ナベプロセス(株)
日本トーカンパッケージ(株)
富士フイルム グローバル グラフィックシステムズ(株)
プラクスエア工学(株)
明昌(株)
レンゴー(株)
ロールテック(株)
(株)印刷出版研究所

日本フレキソ技術協会事務局

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 534 川尻ビル 2 F

(株)印刷出版研究所内

Tel. 03(5155)7925 Fax. 03(5155)7930

◆加入申込み先

日本フレキソ技術協会 事務局

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 534 川尻ビル 2 F

(株)印刷出版研究所内

Tel. 03(5155)7925 Fax. 03(5155)7930

キリトリ

『日本フレキソ技術協会』加入申込書

年 月 日

社 名	㊟
住 所	〒
電 話	
F A X	
メ ー ル	
営業内容	
会 費 額	¥
担 当 者	氏名 役職（所属部署） 連絡先住所 電話 (上記の住所・電話と異なる場合はご記入ください)

※ホームページのリンクを

希望する

希望しない

会費規定

第1条 日本フレキシソ技術協会会則第7条に規定する会費は、次のとおりとする。

1. サプライヤー正会員 年額 50,000 円
 2. コンバーター正会員 年額 36,000 円
 3. 準 会 員 年額 18,000 円
- 2 入会は随時受け付ける。ただし、会計年度が10月1日～9月30日のため、各年度4月以降の入会については、年会費を半額とすることができる。

なお、準会員は個人を対象とし、法人は正会員としての入会となる。

日本フレキソ技術協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本フレキソ技術協会（英文：Flexographic Technical Association of Japan）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は東京都新宿区早稲田鶴巻町534 川尻ビル（株印刷出版研究所内に置く。

(目的)

第3条 本会はフレキソ印刷の普及と技術の交流、研鑽、発展を期し、関連製品供給の社会的責任を全うし、もって印刷製版関連業界の発展に寄与するとともに社会に貢献し、併せて会員相互の親睦を計ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一．技術研究会
- 二．技術交流会、講習会、座談会、見学会、展示会
- 三．海外との情報交換
- 四．会報の発行
- 五．その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員並びに準会員で構成する。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した法人、団体とする。
- 3 準会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人とする。

(入退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書に該当事項を記入して会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員が退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。ただし、未納の場合は、これを納入しなければならない。

(会費)

第7条 会員は会費として、総会において決定された金額を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年3月末までに納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 2年分の会費を滞納した会員は、幹事会の議決により除籍することができる。

(会員の権利)

第8条 正会員は、次の権利を有する。

- 一. 会報の配布を受けることができる。
 - 二. 会報に投稿することができる。
 - 三. 本会主催の研究発表会において発表することができる。
 - 四. 本会主催の研究発表会、講演会に本会が定める実費で参加することができる。
 - 五. 幹事を選任し、又は幹事に選任されることができる。ただし選任権は1とする。
- 2 準会員は、次の権利を有する。
- 一. 会報の配布を受けることができる。
 - 二. 会報に投稿することができる。
 - 三. 本会主催の研究発表会において発表することができる。
 - 四. 本会主催の研究発表会、講演会に本会が定める実費で参加することができる。

第3章 役員及び顧問・参与

(役員)

第9条 本会には次の役員を置く。

- 一. 会長 1名
- 二. 副会長 2名
- 三. 幹事 若干名
- 四. 監事 1名

(役員を選出)

第10条 会長は、幹事会で互選される。

- 2 副会長は、幹事の中から会長が指名する。
- 3 幹事は、幹事会より提案され、総会において承認される。

(職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を通じて会務の執行に参画するほか、会則及び幹事会の定めるところにより職務を執行する。

4 監事は、本会の収支状況及び事業の遂行状況の監査の職務を行う。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は防げない。

2 補欠又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第 13 条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問・参与は、幹事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問・参与は、幹事会に出席することができ、幹事会の諮問に応じることができる。ただし、顧問・参与は幹事会での議決権を有しない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 14 条 会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回会長が招集する。

3 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けるものとする。

一、任期満了に伴う役員改選。

二、前年度の事業報告並びに収支決算報告。

三、当該事業年度の事業計画並びに予算。

四、その他幹事会あるいは監事が必要と認めた事項。

4 臨時総会は、次の場合に招集する。

一、会長が必要と認めたとき。

二、幹事会の決議があったとき。

三、監事から要請がなされたとき。

四、会員の五分之一から請求があったとき。

5 総会は、正会員の過半数以上の出席（委任状を含める）により成立し、議決は出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長の

決するところによる。議決権は1正会員につき1とする。

6 総会の議長は会長とする。

7 本会の解散は、通常総会または臨時総会において議決する。

(幹事会)

第16条 幹事会は、会長、副会長、幹事および監事でもって構成する。

2 幹事会は、会長が随時招集し、次に定める会務運営に関する協議及び決定を行う。

一、事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。

二、総会の議決した事項の執行に関すること。

三、会務を執行するための計画、組織及び管理の方法に関すること。

四、諸規定に制定又は改廃に関すること。

五、その他幹事会において必要と認めたこと。

3 幹事会の議長は会長とする。ただし会長は予め指名した幹事に幹事会の議長を代行させることができる。

4 幹事会は、幹事会社の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席幹事会社の過半数により議決する。

第5章 経費及び会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第6章 委員会の設置

(委員会の設置)

第19条 本会は、第4条に掲げる事業の円滑な遂行を図る必要があるときは、幹事会の決定により委員会を置くことができる。

(委員会の組織等)

第20条 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、幹事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規程、細則、内規)

第21条 本会を円滑に運用するため、本会則の他に必要により規程、細則、内規を定めることができる。

- 2 規程の制定及び改廃は、幹事会出席者の過半数の議決により、総会にて承認が必要となる。
- 3 細則の改定及び改廃は、幹事会出席者の過半数の議決により、総会にて承認が必要となる。議決の結果は総会に報告しなければならない。
- 4 内規の制定及び改廃は、幹事会出席者の過半数の議決により、総会にて承認が必要となる。

(委任事項)

第22条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮って会長が定める。

(改廃)

第23条 この会則の改廃は、総会の議決を得なければならない。

補則

1 準会員とは、学生並びに法人でない個人を対象とする。

付則

1. この会則は、平成17年11月1日に制定、施行する。
2. この会則の一部を変更し、平成28年12月15日より実施する。